

第 2 章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

昭和49年1月、日米両政府は日米安全保障協議委員会において、移設条件付きで那覇港湾施設（約57ha）の全面返還に合意した。平成7年5月には日米合同委員会において、代替施設（約35ha）を那覇港浦添ふ頭地区（以下「浦添ふ頭地区」という。）内に移設することを合意した。平成8年12月に発表されたSACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告においては、那覇港湾施設を浦添ふ頭地区へ移設することと関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することが確認された。

平成13年11月、政府は那覇港湾施設の移設及び浦添市による移設受入れを円滑に進めるため、同施設の移設に関する問題を話し合う政府、沖縄県、那覇市及び浦添市等による「那覇港湾施設移設に関する協議会」（以下「移設協議会」という。）を設置した。

平成15年7月には日米合同委員会において、同年3月に改訂された那覇港港湾計画を踏まえ、平成7年5月に合意された代替施設の位置及び形状を修正することが合意された。

平成18年5月に日米間で承認された「再編実施のための日米のロードマップ」においては、那覇港湾施設について、「浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設」とした上で全面返還とされた。平成19年8月に開催された第13回移設協議会において、政府側から提示された追加的な集積場を含む代替施設の位置及び形状案に基づき、那覇港港湾計画との整合を図りつつ円滑に移設を進めることが確認され、平成19年12月の日米合同委員会において、追加的な集積場を含む代替施設の規模（約49ha）、位置及び形状について合意された。

平成25年4月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」においても、那覇港湾施設は「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」と示された。

その後、代替施設の移設場所については、平成31年4月に開催された第25回移設協議会において、沖縄県、那覇市、浦添市及び那覇港管理組合を中心に事務的、技術的な検討を進め、論点を整理し、方向性を導き出すことが確認され、令和3年5月に開催された第27回移設協議会において、代替施設を民港の北側に配置する形で検討を進める方針が確認された。令和4年3月に開催された第28回移設協議会では、防衛省から代替施設の位置及び形状案を報告し、同年10月に開催された第29回移設協議会において、民港の形状案と防波堤も含めた代替施設の位置及び形状案との整合を確認した上で、防衛省が示した代替施設の位置及び形状案に基づいて、日米合意に向けた米側との調整作業を進めることが確認された。

その後、令和5年3月に、那覇港港湾計画が改訂され、同年4月、代替施設の位置及び形状、代替施設内の施設配置計画について、日米合同委員会において合意されたところである。

本事業は、かかる経緯の下、浦添ふ頭地区の沖合の埋立てにより那覇港湾施設代替施設を整備し、那覇港湾施設の移設・返還を進めることを目的とするものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

公有水面の埋立て

2.2.2 対象事業実施区域の位置

沖縄県浦添市宮城地先公有水面（図 2.2.2-1 参照）



図 2.2.2-1 対象事業実施区域の位置

2.2.3 対象事業の規模等

対象事業の規模等は図 2.2.3-1 に示すとおりである。付帯施設（橋梁）、浚渫、作業ヤードの規模等は検討中である。

なお、代替施設の建設工事期間については、工事着手後少なくとも 9 年間で想定しているが、今後の検討結果を踏まえ最終的に決定する。

- ・ 公有水面の埋立て 約 64ha：代替施設 約 49ha
作業ヤード（埋立て） 約 15ha^{注1}
- ・ 付帯施設（橋梁）
- ・ 浚渫（泊地）
- ・ 浦添第 1 防波堤（既設及び既に事業化されている防波堤部分を除く） 約 3,900m
- ・ 浦添第 2 防波堤 約 500m
- ・ 作業ヤード（海中仮置き）^{注2}

注 1：那覇港港湾計画（令和 5 年 3 月 改訂、那覇港管理組合）において埋立てにより土地造成を行うことが計画されている用地のうち、約 15ha の用地を埋め立てて使用することを想定しており、関係機関と調整中。

注 2：製作したコンクリートブロック等を仮置きするために、過去の防波堤工事で使用された既存の海中仮置きヤード等の活用を想定しており、関係機関と調整中。

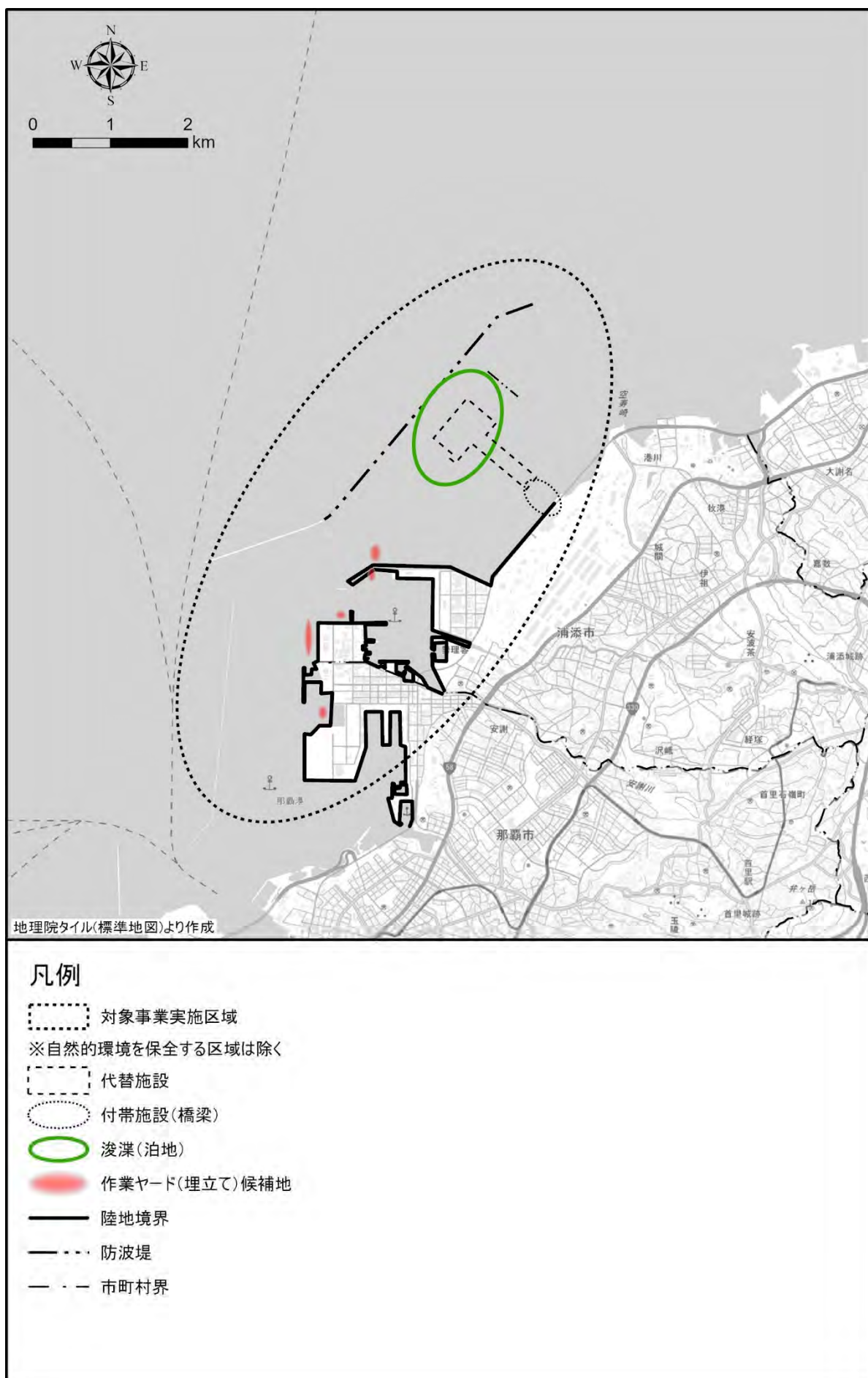


図 2.2.3-1 対象事業の規模等

2.2.4 対象事業に係る施設の概要

代替施設に係る施設配置計画図（案）は、図 2.2.4-1 に示すとおりである。代替施設に建設される施設は、事務所、倉庫、洗浄ラック、給油所、消防署等が計画されているが、配置や規模等に関しては検討中である。

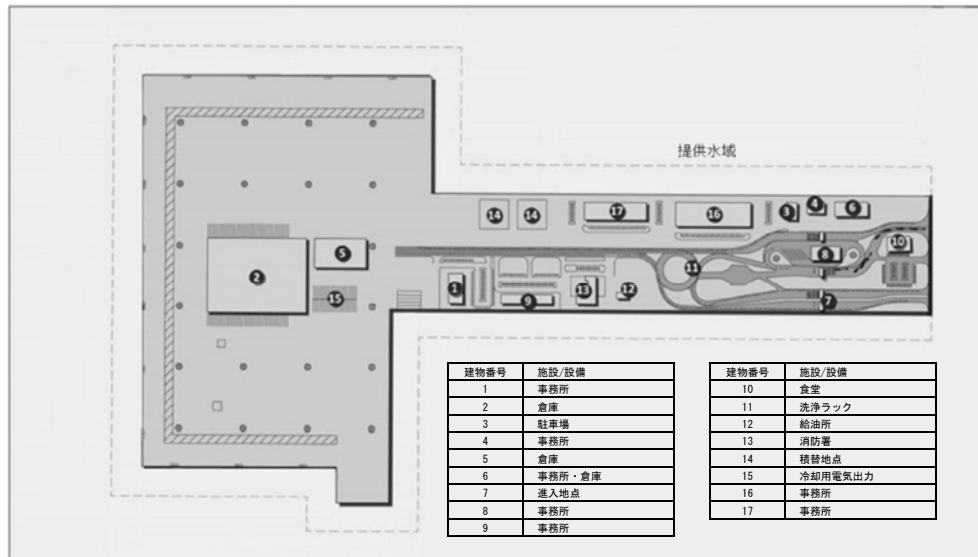


図 2.2.4-1 施設配置計画図（案）

2.2.5 対象事業に係る工事計画の概要

(1) 防波堤

防波堤に関する工事は、必要に応じて床堀を実施した上で、基礎捨石を投入・敷均した後、ケーソンを据え付け、被覆ブロックの設置等により施工する。

防波堤の構造は、今後の検討結果を踏まえ最終的に決定する。

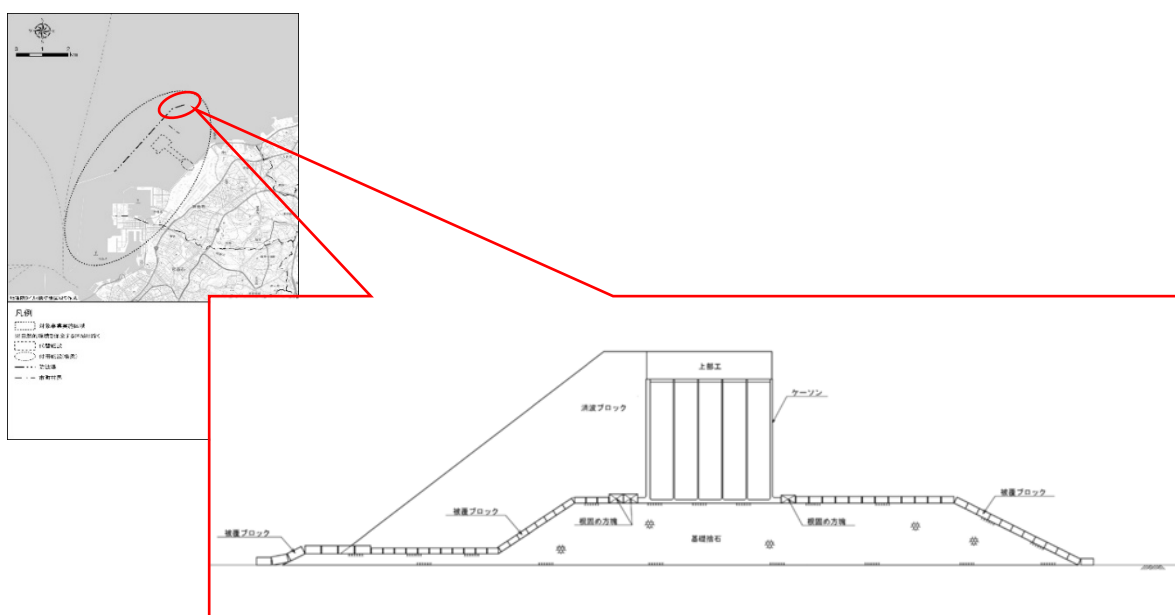


図 2.2.5-1 防波堤断面の概念図

(2) 代替施設

代替施設については、護岸等を概成後に埋立工事を行う。

護岸は、必要に応じて床堀を実施した上で、基礎捨石を投入・敷均した後、ケーソンを据え付け、被覆ブロックの設置等により施工する。

代替施設の構造は、今後の検討結果を踏まえ最終的に決定する。

なお、埋立資材等は陸上又は海上運搬により搬送する。

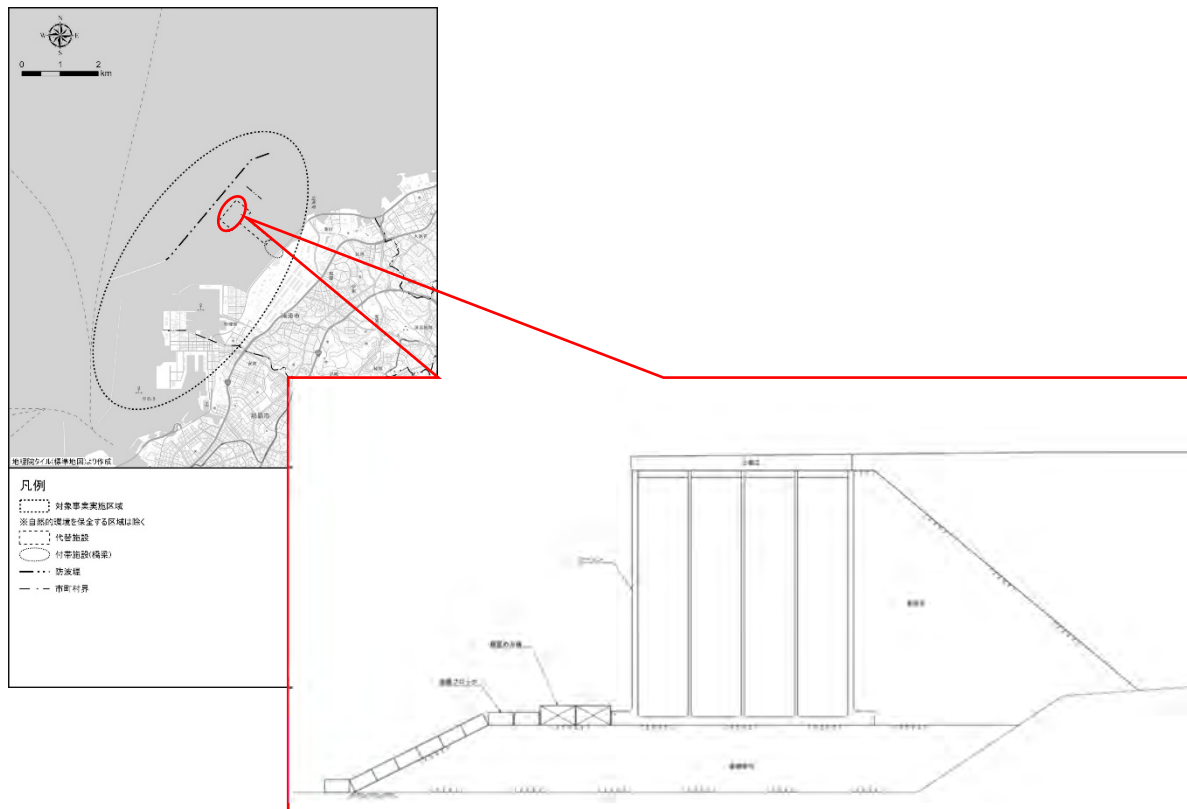


図 2.2.5-2 代替施設断面の概念図

(3) 付帯施設（橋梁）

代替施設と既存陸地を結ぶ付帯施設は、橋梁構造を検討中である。

(4) 浚渫（泊地）

代替施設の運用に必要な水深を確保するため、泊地部分の浚渫を実施する。

(5) 作業ヤード

1) 作業ヤード（埋立て）

那覇港港湾計画（令和 5 年 3 月 改訂、那覇港管理組合）において埋立てにより土地造成を行うことが計画されている用地のうち、約 15ha の用地を埋め立てて使用することを想定しており、関係機関と調整中である。

作業ヤードは護岸等の概成後に埋立工事を行う。

なお、埋立資材は陸上又は海上運搬により搬送する。

2) 作業ヤード（海中仮置き）

防波堤や護岸に使用するコンクリートブロック等を仮置きするために、過去の防波堤工事で使用された既存の海中仮置きヤード等の活用を想定しており、関係機関と調整中である。

必要に応じ、基礎捨石の投入、敷均し等を行う。